

(件 名) 希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するための
陳情書

(陳情の要旨)

例年7月に行われている中学3年生の進路希望調査では、高等学校などへの進学を希望する子どもは、2000年度から続けて約98%と高い割合となっています。高等学校を卒業することは、さまざまな資格取得や就職の求人等に見られるように社会的な要請にもなっており、また、子どもや保護者にとっても「せめて高校までは」という切実な願いもあります。

しかし、本県では依然として定員内不合格者(2021年度:一般入学者選抜53人,第二次入学者選抜11人)が出ており、希望するすべての子どもが高校で学ぶことを保障されている実態にはありません。

1948年にスタートした高校制度について、当時の文部省学校教育局は「中学校卒業で希望するだれでも入学できる。義務教育ではないが、いわばこれに準ずる性格の学校である。選抜しなければならない場合であっても、望ましいことではなく、学びたい者に適切な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきである」と言っています。高校入学者選抜は、施設・設備が希望者の数に追いつかないためにはじまったもので、施設が整えば、学びたい人が全員高等学校で学べるはずでした。また、1999年12月、文部省中央教育審議会は、答申の中で「高等学校は事実上すべての国民が学び得る教育機関」と指摘し、高校教育はすべての子どもたちに保障すべきものであるという考えを示しました。

また深刻化する経済不況の影響から、高校教育に係る保護者負担をできる限り公費化し、すべての子どもたちに分け隔てのない行き届いた教育が保障されなければなりません。

以上のことを踏まえ、希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するために、下記の事項を県の教育行政に反映させるよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 県下各地の公立高等学校の今後のあり方については、県教委として県内各地で地域の活性化も含めた地元住民による議論がなされるよう組織をつくり、その議論を尊重してとりくむこと。
- 2 中学校の卒業予定者減に伴う機械的な募集定員の削減は行わないこと。また、「一学級35人以下」の少人数学級を導入し少子化に対応すること。
- 3 希望するすべての子どもが、高等学校に入学できるような募集定員を策定し、定員に満たない学校・学科においては、「公立」高校の意義をふまえ、入学希望者全員を受け入れるよう各高等学校長を指導すること。
- 4 障がいのある子どもにも高校教育を保障するために、すべての特別支援学校に高等部を早急に設置すること。高等学校に発達障がいや知的障がい等の子どもを受け

入れるために、当面の手立てとして、特別支援学級や特別支援学校の分教室設置にむけた教育諸条件整備などの受け入れ体制を整えること。

- 5 教育を受けることが経済的に困難な子どもを、公的に支援するための「奨学金制度」のさらなる拡充と、奨学金利用者の負担を軽減するために、給付型奨学金の導入を検討するとともに、当面無利子とすること。

署名者 17,663名

(署名簿一省略)